

平成30年12月5日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 4番 碓 勝 征 7番 吉 富 隆 10番 寺 崎 太 彦	2番 吉 田 豊 5番 漆 原 悦 子 8番 大 川 隆 城	3番 田 中 静 雄 6番 井 上 正 宣 9番 原 田 希
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 野 口 敏 雄 総 務 課 長 高 島 浩 介 財 政 課 長 坂 井 忠 明 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 中 島 洋	副 町 長 森 悟 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 ま・ひと・じと性銀 建 設 課 長 河 上 昌 弘 住 民 課 長 三 好 浩 之 日 高 泰 明 住 民 課 長 福 島 敬 彦 税 務 課 長 小 野 清 人 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 係 長 江 崎 智 恵	

議事日程 平成30年12月5日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議  
議案第45号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第46号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第47号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第48号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第49号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第45号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1．議案審議。

議案第45号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（田中静雄君）

この改正後、改正前でもいいんですけども、ちょっと勉強のために教えてもらいたいことがありますので、よろしくをお願いします。

入居者が行政の都合によって転居する場合の減額のことを書いてありますけども、これはその減額する期間というのは期限が設けられているのかどうかということ、減額する期間ですね。

それと、新たに町営住宅に入居する場合、その契約書があると思いますけども、その契約内容というんですかね、それが入居している間ずっと続くのか。例えば、2年越しにまた再契約、再契約続いていくのか。その辺はどうでしょうかね、教えてください。いいですかね、わかりますかね、お願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員からの御質疑で2点ほどございます。減額の期間はいつまでかということと、新規入居の際の契約書についてはずっと継続するのかということの御質疑であったと思います。

減額の期間につきましては、毎年、家賃算定をするようになってますので、あくまでも1年間ということになります。次の年に算定し直したときに、また減額対象であれば減額の対

象になるということになります。

続きまして、新規入居の契約書の件でございますけども、当初契約を交わしまして3年ごとに見直すことになっておりますので、3年ごとに通知をして新たに保証人をまた立てていただいて、継続の場合は同じ方で入居契約をするということで更新をかけております。

以上です。（「はい、わかりました。どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

ないようですので、議案第45号の質疑を終結いたします。

## **日程第2 議案第46号**

**○議長（寺崎太彦君）**

日程第2．議案審議。

議案第46号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○8番（大川隆城君）**

議案書の説明の13ページをお願いいたします。

教育総務費の中の施設整備費で節の13．委託料、上峰小学校北校舎空調設備更新工事設計業務委託料2,000千円。この関係につきましては、先ほどの一般質問の中でも出てまいりまして、とにかくエアコン整備を早くしてほしいということでのお願いをしたところでありまして、その折には、今年度中に設計をやり、そして、新年度に入って工事をというふうな説明だったかと思っておりますけれども、学校の授業の関係から言いますと、やはり授業があつてないときしか工事ができないんじゃないかならうかということをおもわれます。となると、例えば、春休みか夏休みかというふうなことになるかと思っておりますけれども、夏休みとなれば、暑い一番ピークの時期を過ぎて9月から、2学期からというふうになると、ことしもそうでありましたけれども、少し時期外れの的なことになると思われるものですから、するとすればやはり春休み中にはというふうになるんじゃないかならうかと思っておりますが、その辺は今後どういうふうにですね、計画をし、進めていかれるか、もう少しお聞かせいただきたいと思っております。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

大川議員の質問でございます。空調設備の工事のスケジュールについてでございますが、夏休みをめぐりに考えております。今年度の春休み、3月から4月の間ということでは、補助金のスケジュール上、間に合うことができませんで、採択を受けてから、補助金申請、契約、そして、最短で工事は夏休みというふうにご考慮しておるところではございます。今年度の7月分につきましては、前年度対応いたしました除湿器等で対応せざるを得ないというふうにご考

えておるところでございます。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

やっぱり最短でもそれしかできないわけですか。できますならばですね、一般質問のときにも言いましたように、国は夏までにはということ明言してあるということは、やはり一番暑い時期に間に合うようにという意味合いが含まれているかと私は受け取ったわけなんですよ。ですからそれを、今言うように、一番暑いピークの時期には必ずできるようにということで国も考えているとするならば、急いでやってほしいということで要望をすればですね、早く工事もできるんじゃないかというふうなことを思うわけですが、もう一度その辺いかがですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

国との関係について御質問いただきました。

補助金については、御案内のとおり、申請からということで決定すると思いますが、現場の工事については、選択するとき事業をそれではどっか別のところにやりながらするのか、授業があってない夏休みにするのか、いずれかになろうかと思えます。別の建物等ございませんので、物理的には夏休みの工事をせざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

もう一つ思われるのはですね、全国の小、中学校は全部ということが対象で工事をするようになるわけですので、場合によっては、あちこち工事がかち合って業者さんが手薄でできないというようなこともですね、出てきはせんかなというのも心配をするわけですよ。ですから、もういち早くやってもらいたいという気持ちをなお思うわけです。

それと、先ほどは除湿器で対応ということでもありますけれども、具体的にことし除湿器をセットされてした結果で、何度ぐらい温度が下がって、その効果がどれくらいやったかというところは、よければ教えてもらいたいと思えますが。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

ただいま御意見いただきましたとおり、確かに一斉に工事が出ますので、工事を施工する業者さんの確保、また、機材の確保等についてはまた危惧するところでございます。そこもまた、補助金の決定と同時に、設計、施工の入札については即座に対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、去年の除湿器を入れた成果でございますけれど、小学校の各階の真ん中、それから両サイドに、気温計、そして除湿計をセットいたしました。9月からはかっておりますけれど、当初3階のほうで28度を超える教室が延べ9月の中旬のほうで1週間ほどございました。外気温は32度とか、そういうときに28度近くまで落とすことができました。また、それは除

湿器の効果によって冷房の効果も上がったのかなということ。さらに、除湿されることによって、湿度を下げることによって不快感は低減されたというふうに現場のほうからは声をいただいております。そういうことで、除湿器の効果も、全クラスに北校舎、設置をしたことによって全体的に除湿効果が上がったというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

除湿器の効果があったということは本当によかったんですけども、やはりもう何度も言いますように、できるだけ早くですね、もう本当に、6、7、8、このあたりが一番暑さのピークだということはもう言うまでもないことですので、その時期には必ず適応してエアコンがきちんと作動できるように、ぜひ一日も早く設置ができるようにですね、努力方お願いしたいということを要望しておきたいと思います。

以上です。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○9番（原田 希君）**

先ほどと同じ節になりますが、説明の一番下、建物診断業務委託料1,200千円。

それから、済みません、15ページの一番上になります体育施設費の委託料の説明の体育施設建物損耗調査委託料1,000千円、ここの説明をお願いします。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

先に私のほう、ページ13ページ、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設委託費の節の13. 委託料の説明、建物診断業務委託料1,200千円について御案内をさせていただきます。

こちらは、小、中学校及びその体育館の屋根、壁、内外装の状況について、専門家による診断を委託してまいります。施設の状況を把握し、計画的な維持管理の指標にするとともに、改修に係る概算工事費について算定をお願いしてまいります。

以上です。

**○議長（寺崎太彦君）**

次、15ページ。

**○生涯学習課長（矢動丸栄二君）**

ページ15ページ、款10. 教育費、目2. 社会施設費、節13. 委託料、説明の欄が体育施設建物損耗調査委託料1,000千円について御説明いたします。

先日、井上議員さんから御質問があった内容と重複いたしますけども、こちらのほうの武道館ですね、と及び体育センターの2カ所分を現況の調査、屋根、壁、床、また配管等ですね、の専門家による調査を行ってもらう予定です。その結果に基づきまして、これからで

すね、その建物の修繕、または工事、新築、改築も含めてですね、そういった基礎データとして算出をしていくための委託料になります。

以上になります。

#### ○9番（原田 希君）

小、中学校、それから、体育館の診断と、武道館、体育センターの調査ということで、今回予算を上げていただいていることに関してはありがたいなと思いつつもですね、本来であれば、もう何年も前から私も小、中学校に関しては、きちっと根拠を持った優先順位をつけて改修をやっていただきたいということをお願いしてきましたし、今、同僚議員からも武道館のお話、再三出てきておりますので、今回きちっと専門の業者に見ていただくということでございますので、それをもとに、また教育委員会等で協議をされると思いますが、しっかりと優先順位をつけて、根拠を持って順序よく改修なり整備を進めていただきたいというふうをお願いをしておきますので、その点、教育長なり町長なり一言いただきたいと思つます。

#### ○教育長（野口敏雄君）

今、原田議員からの御質疑でございました。

私、4月からこの立場に就任しまして、再三議員の皆様方からも御指摘もいただいておりますし、私自身も幾つかの箇所についてはですね、その損耗状況であるとか、老朽化であるとか、あるいは今後どういう管理が必要なのかということで、根拠が欲しいと思つていたところでもございます。ですから、前回の議会ของときにも申しましたように、どうしても学校の管理、直接している校長であるとか、教職員、あるいは私たち教育委員会の事務局もそうですが、建築的な専門的な視点であったり技術的なものを持ち合わせておりませんので、やはり今御指摘があったように、きちんとした根拠を持って、建物の維持管理、あるいは必要な改修について検討していく基礎データとしてですね、ぜひこの調査を実施したいと思つているところであります。この結果が出ました折には、直ちに教育委員会のほうで検討をしまして、優先順位をつけながら、あるいは計画的な見通しを持ちながら、町当局とも、財政的な絡みも出てきますので、御相談をしていきたいというふうにお思つているところでございます。

#### ○町長（武廣勇平君）

今、教育長が申されましたように、今回、就任を4月にされて以降ですね、体育施設の損耗状況というのをしっかりと自身の目で判断をしていきたいということで、教育長を先頭に教育委員会が新たに施設についてですね、考えるという意味においては、これまで議員の皆様方に御説明、二転三転した経緯がございますので、大変申しわけなく思つているところでございます。今後の対応を私どもも教育委員会に報告を受けながら、しっかりと後押ししていきたいと思つてございます。

**○9番（原田 希君）**

ぜひ計画的に進めていただくことをお願いして、終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑ありませんか。

**○2番（吉田 豊君）**

5ページですね、一番上、総務寄附金で、ふるさと納税寄附金を2,502,055千円ということで収入計上されています。それに対してですね、7ページの一番下、ふるさと納税費の報償費が、ふるさと納税謝礼として1,105,000千円予算要求されてますが、先日から的一般質問の中でも答えられておったように、総務省の通達を重んじて3割以内に抑えるという形になれば、これは単純計算ですが、750,000千円という形になります。残りの350,000千円は何なのかというのをお尋ねします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

皆様おはようございます。それで、先ほどの御質疑でございますけれども、割合の件かというふうに思っております。

それで、返礼率に関しての状況かと思っておりますけれども、例えば、当初予算編成時には歳入40億に対しまして返礼品24億という構成でしたので、おおむね6割ベースというような形の割合ということだったかというふうに思っております。

今回、差額の3割についてどうかという御意見ということなんですけれども、今回は補正後のベースで見込みますと、総額で65億に対しまして、返礼品報償費が35億ということになりまして、送料含みですけれども、おおむね5割という形になります。これは総務省から通知がなされました後、11月以降3割対応という形になっておりますが、通年を通した場合平準化されまして、こういった割合という形での計上になっておりますので、その差額の3割ということというよりも、それまでが割合が若干違った形で支出をしておりましたものですから、そこの分が平準化されたものの分の差額という形で御理解いただければ幸いです。

**○2番（吉田 豊君）**

では、返礼品の品物不足で翌年度予算から返礼品を送るというようなことには使われてないですね。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

昨年度からのですね、繰り越し分といいましょうか、そういったものは当然あってございます。ですので、そこの部分に関しましても当然ございますので、そこも含みでの形ということになっておりますので、包含した形という形で御理解いただければと思います。

**○2番（吉田 豊君）**

私たち議員がですよ、決算書に基づいて単純にふるさと納税が幾らあって、そして、返礼

品が幾ら出たから町の財源として幾ら残っているて、単純計算でいかないわけですね。お願いですけども、今議会中で結構ですので、翌年度予算からでも返礼品を出した前年度分をですよ、出したようなものを前年度分の必要経費として、当該年度に幾ら入って経費が幾らかかってですね、返礼品を含んで、ほかのいろんなポータルサイト利用料とかありますから、そういうものを含んで、実際、上峰町に幾ら財源として使用する財源が残ったのかというのを、多分恐らくほかの同僚議員もですね、なかなか計算しづらいただろうと思うんで、今会期中で結構ですので、何か一覧表か何かにつくって出してもらえるかどうか、お願いできますか。

**○町長（武廣勇平君）**

議会の資料要求については、議員必携読んでいただいたらわかりますが、この場で求められて出すものではありませんけども、別の所管事務調査等ですね、お願いされれば、それはルールにのっとって提出していきたいと思います。

あと1つ、今ちょっと突然の御質問でそわそわした点があったと思いますが、基本11月1日から3割対応したものについては3割しか払わないという理解だということに理解していただきたいと思いますが、これ、予算要求は10月19日から始まっているようでございます。その時点では、まだ11月1日時点でのですね、対応がしっかりと決まってないということ。また、11月1日以降に総務省の通知に従って3割にした場合、民事契約を各事業者とやっている関係上、総務省の助言と通知が民事契約を上回る効力のあるものか弁護士に尋ねたところ、それは非常に民事契約のほうが優先されるということもあり、交渉費としてはですね、確保し、さまざまな訴訟だとか、想定されるリスクに備えているものだというふうに理解していただければというふうに思います。（「いいです」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○4番（碓 勝征君）**

11ページですね、土木費、委託料の町道伐採委託料の、この場所ですね。それから、次ページの公有財産費の町道用地の696千円ですか、これの相手ですかね、ここら付近をお伺いしたいです。

**○建設課長（三好浩之君）**

まず、ページ11ページ、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、13. 委託料、町道伐採委託料、場所はどこかということにございますけれども、町内11カ所ほど予定しております。重立ったところでよろしいでしょうか。

まず1本目は、堤地区にございます、これは太古木から北に上る路線になります。それから、2カ所目でございますけども、切通地区、県道の中原三瀬から保育所のほうに入っていくところの坂道の部分でございます。それと、郡境地区につきましては、外周道路、吉野ヶ



里町境から外記のため池のほうに入ってくるころの部分でございます。あと大きいものがありますと、本州製紙の裏側の路線になります。最後でございますけども、加茂の交差点の西側の水路沿いでございます。主のところ、大体4点ほど申し上げさせていただきました。

続きまして、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の17. 公有財産購入費、道路用地費の696千円でございますけども、場所につきましては、町道三上2号線、ヤクルト住宅の南側の路線の西のほうでございます。西の外周道路、三上開拓線から入ってきたときにガードレールがあって、ちょっと急に狭くなっている部分が1カ所ございますが、そちらの部分、2件ほどの買収費として計上させていただいております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

町道伐採の関係でございますけれども、町道にですね、いわゆる民地から繁茂して道路にかかっている箇所がかなりあります。そこら付近のですね、もちろん自己整理するべきでしょうけれども、されていない箇所があるということで、非常に町道付近の民家の方が迷惑をこうむっておるといふ箇所はございますので、そこはパトロールはしてもらっとると思えますけれども、幹線町道にかかっている民地から繁茂しとる、そういう事柄についての指導はどういうふうにされておられますかね。

#### ○建設課長（三好浩之君）

今、碓議員からの御質疑で、民地からの町道への覆いかぶさり等の雑草、もしくは伐採等するような樹木等の指導はどうしているかということでの御質疑かと思えますけども、基本的に民地から出てる分については、所有者である方とか管理者である方に連絡をとっていただくようにしております。住民課のほうと連絡をとりまして、連携しながら連絡をいただいているところでございます。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

とにかく確認をしていただきですね、対応していただきたいということを要望しておきます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○8番（大川隆城君）

12ページお願いします。

土木費、住宅費の住宅管理費の節の11. 需用費ですね、修繕料として1,000千円ほど上がっておりますけれども、これは雨漏り対応だったですかね。ちょっと確認の意味でお聞かせください。

#### ○建設課長（三好浩之君）

今、大川議員のほうから御質疑の分で、款の8. 土木費、項の5. 住宅費、目の1. 住宅管理費、節11、1,000千円、説明欄6. 修繕料1,000千円の内容についての御質疑かと思いません。

こちらにつきましては、住宅内部の修繕の経費でございまして、主なものとしましては、退去部屋の鍵の交換、それから、床、押し入れ、天井などの補修、それから、天井、風呂場の修理など、各部屋、住居の修理代として計上しているものでございます。

先ほど御質疑ありました雨漏りの補修であるかということでございますけれども、その下、15節. 工事請負費のほうで上げております雨漏り補修工事、こちらのほうで西峰団地の分について対応するというように計上しております。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

はい、わかりました。

ところで、以前、今言う住宅内で結露が発生しての修理というのがあったかと思いますが、今現在、結露関係については別に問題ないんですかね。

**○建設課長（三好浩之君）**

大川議員の質問でございますけれども、結露について今問題はないかということでございますが、今も続いております。これは構造上、RC造という構造上どうしても避けることのできない事象でございまして、住居に住まわれている方が窓をあけて換気をしていただくとか、そういったことで湿気の対策をしていただく必要がございます。それに関して、余りにもひどいような、要するに退去された部屋でカビがひどいとか、そういったことに関しましては、修繕を行いながら維持に努めているところでございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

はい、わかりました。

次に行きます。

13ページの教育総務費の目の6. 施設整備費で13. 委託料ですね、ここで――失礼、ごめんなさい、間違えました。15ページです。15ページの保健体育費の体育施設費の委託料、ここで1,000千円ほど体育施設建物損耗調査委託料が組んであります。その説明としては、武道館とか体育センターに関係したものだという説明をいただきました。

その中で、私は武道館についてちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今現在、剣道部で活動をしている子供たちが、中学生、小学生合わせて16名ほど、それから、柔道をやっている子供さんが中学校に2人ということだけれども、それ以外にも町外で練習等をやっている方がおられるということで、この人数はちょっとまだはっきりとつかめてないというようなことでした。それと、空手については、中学校2人、小学校26人、この関係について

は、スポーツ少年団関係でされてる方も含まれているかと思います。こういうふうな、剣道、柔道、空手、それぞれが今活動をしてもらっているわけでありましてけれども、この人たちが武道館を全部かどうかはちょっとはっきりしませんが、使われていることはもう間違いありません。武道館の関係につきますと、やはり今のスペースでは狭いということはもう以前から、これまた言われてきとったと思うわけですね。そうすると今度は、今現在、先ほどもあったように一般質問で今回も出ましたが、武道館の床が傷んで10センチも下がってクッションがきかない現状がずっと続いています。この関係につきますと、今回が初めてじゃないわけですね。10年か、もうちょっと前ですかね、1回補修した経緯ありますよね。そして、今回また2度目に今のような状況になったということです。ということは、今回調査をするにしてもですよ、武道館を調査した結果どうかということはもう、あのクッションを床面まで押し上げてきれいに、そして、クッションがきくようになるようにするということが今言う目的だということはもうはっきりしている。そうすると、その費用についても、10年か幾らか前にしたことが幾らかは、今私は把握してませんが、それプラスどれぐらいでできるというのはもうわかるわけですね。そういうことからいろいろ考えてみますと、私は武道館についてはですよ、武道館についてはこういう調査じゃなくて、やはり以前から意見として出ておりましたように、いろんな、剣道、柔道、空手と、いろんな種類の人たちが利用してしているとすれば、やはりスペースを広くとり、新設がよくなるかというふうな意見も再々出ておりましたから、武道館については新設してするものかどうか、その辺を先に審議すべきじゃなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。今の武道館をよく長寿命化でと言われるけれども、スペースが狭いということはもう前提にあるわけですから、じゃ、そのスペース確保の意味合いも考えると、新築をするかどうかということを先に協議をし、検討をすることが必要じゃなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。これは教育長にお願いしますかね。

#### ○教育長（野口敏雄君）

大川議員からの御指摘でございました。

床の斜めに傾斜していることにつきましては、これも数年来、3年か4年目になるかと思えます。実際に私ども何度もあそこ、現地を見ましたけれども、確かに10センチ程度ですね、西側に斜めになっていて、そこで練習をするということが身体に対してどういう影響を及ぼすのかということは非常に危惧するところでございますが、床だけの補修をですね、していくべきなのか、もしくはそれを、床だけをした場合でも、こちらの概算では15,000千円から20,000千円ぐらいかかるという概算が出ておまして、それだけをして、ほかの躯体がですね、壁とか天井とかも含めて、それがその後どこまでもつのかというところも見通しがちょっと立っていない状況であるわけなんです。仮に床だけの緊急補修をした場合に、ほかの周りの建物、建屋がですね、奥のシャワー室であるとかトイレであるとか、いろんなとこ

ろの老朽化もあっておりますが、まだ数年はもつだろうという素人なりの見込みはあるわけなんです。しかし、そういったところがきちんとした根拠を持って、何年もつとか、もちそうとか、あるいは床だけして、あと10年たったら周りをする。じゃ、床はそのままできるのかとか、そういったところの建築的な判断がちょっと材料として持ち合わせてないものですから、今回一斉に点検評価をしていただいて、部分的に改修が可能であるのか、あるいは全体的な新築にしないといけないのかという判断の材料を求めたいというところでございます。

#### ○8番（大川隆城君）

今ですね、教育長からは、床面だけじゃのうしてほかの躯体もどういうふうかということも調べたいということですが、あの武道館は既に耐用年数はうんと過ぎてますね。ですから、もう、ちょっとやるとするなら全部やらんといかんというようなことに、ちょっと大ざっぱな言い方すればなるわけでしょう。で、それを使うとしても、今言うようにスペースが足りないということはもうはっきりしてるんですよ。それは、剣道を指導されてる方とか、ほかの方からも聞く話はほとんどその話聞きます。ですから、もう今の武道館を、今言う、例えば、修理をして使うということよりも——いうことも大事かもしれませんが、前提としてスペースが足りないということがはっきりしてるとするならば、やはり新築をするかどうかということをお先に協議してすべきじゃなかなという思いがするわけなんですけども、もう一度いかがでしょうか。

#### ○教育長（野口敏雄君）

スペースをどれぐらい持つべきなのかというところもですね、ここははっきりとした数字としてはあらわしにくいところがあると思います。先ほど、柔道、剣道、空手についての人数的なことも言っていただきましたけれども、上峰町には武道館の隣に体育センターという町の建物も施設もあるわけですね。また、中学校の体育館もあれば小学校の体育館もある。それぞれに球技等も使ってはいるわけですが、この上峰町の人口であるとかスポーツに携わっている人たちの人数からすればですね、非常に施設の数としては恵まれてる状況にあるんじゃないかと思っています。実際に、剣道にしても——柔道になると畳が必要になってまいります。剣道や空手等については体育センターを利用しながらやってるところもありまして、今の武道館のスペースが基本的にもう全く客観的に足りないんだと、スペースが狭いんだというふうなところまではまだ私の認識の中にはないんですよ。ですから、もしこの武道館というものをどういう形で今後考えていこうかというときには、武道館という単独のものだけでなく体育センターとの絡みも含めてですね、複合的な施設に持っていくのかということも今後の議論の材料にはなってくるだろうとは思っていますが、現時点でスペースを広げた武道館をつくるという、その根拠がですね、私の中には持ち合わせてないということでの一つのデータ収集の調査ということで御理解をいただきたいと思っております。

す。

**○8番（大川隆城君）**

今、武道館のスペース云々についての根拠がないような話をですね、されましたが、じゃ、お尋ねします。剣道の指導者、柔道、空手、指導者の方々に武道館の今のスペースでどうかという問い合わせといたしますか、協議をされた経緯はありますか。

**○教育長（野口敏雄君）**

具体的な人数等について関係の方々と協議をしたということはありません。私の中学校生活2年間の経験則から見る、もちろん剣道関係については顧問等とはですね、常々話をしておりましたので、空手、柔道等についてはございません。

**○8番（大川隆城君）**

とにかくですね、先日の一般質問の中でも答弁として言われておりましたように、この武道が学校教育の中にも取り入れてされてることはもう御案内のとおりでありますし、上峰は昔から剣道の盛んな町であったことも事実であります。ただ、残念ながら、現在は小学生、中学生の部員が減ってるということでもありますけれども、それが全部そうだとは言いませんけれども、施設のですね、不備によって、そして、いつも出ておりましたように、膝を痛めてだめだったとか、また、指導者の先生も、町外からおいでになった先生方も、ああいうふうな状態のために足を痛めたというようなことも実際にあってるということが何回も紹介されてます。そういうことで、剣道、あるいはほかの空手とかのやってる人数が減ったとすると、本当に残念でなりません。ですからこそ、利用する武道館については早く立派にですね、利用できるようにしてほしいということのを再々意見として出てきたことも事実でございます。今おっしゃるように、指導者の方々との意見聴取といたしますか、協議も当然されると思いますが、してほしいと思ってます。踏まえてですね、ぜひ、そして今、柔道が、私が聞き及んだ範囲では、小、中学校合わせて10人かそれくらいはやってる子供たちがいるようにも聞いておりましたが、町外で練習等されている子供が多いような感じですよ。実際、柔道ももういろんな大会に出て成績を残してる子もいるようです。ですから、これからは柔道も町内の1部といいますかね、柔道部というか、そういうことも正式にということも当然近いうちにはなるだろうというのは予測できますし、そういう子供たちも含めて武道館で精進できるようにということでスペースも広くという話もしてきたわけありますので、その辺を十分踏まえていただいてですね、ぜひこれは、私としては、今の武道館の改修に終わらずに、やはり少し大きな武道館を、新設をぜひお願いしたいということをお願いいたします。

**○教育長（野口敏雄君）**

大川議員の熱い思いも受けとめたところでございますが、ただ全国的な、そして、佐賀県でもそうですが、少子化の流れの中で、武道関係の部活に限らずですね、部員数の減少というのが佐賀県内全体の傾向であります。上峰町の場合は微増ぐらいの児童・生徒数でですね、

いっておりますので、そういった意味では、他市町に比べるとですね、子供たちの今後についても手厚い教育のあり方を考えていかなくちやいけないと思ってる所なんですけども、剣道、柔道等に限らず球技についてもですね、町内に限らずいろんな子供たちが選択できるスポーツの団体ができておまして、上峰であれば、隣町であるとか、あるいは久留米であるとか、そういったところも含めてですね、子供たちがそういう選択ができるということはある意味いいところだろうとは思っています。

ただ一方で、部活動の経営になるとですね、難しくなってる所はありますが、まだ上峰中学校の場合は、生徒数が減少している所と比べると現状維持的なところがあったりはしています。ですから、ここで新たな部活をとかですね、いうところまではちょっとすぐにはお答えできない所でありまして、子供たちのニーズに応じたスポーツの実現ということを考えたときには、もう町内だけとか限らずですね、ちょっとエリア的には広く考えながら、子供たちのそういう希望や保護者の願いに応えていくということも一方では考えていかなくちやいけないと思っています。指導者の問題もございまして、今、柔道については私もよく存じ上げておりますが、隣町のほうに練習に行っておりますけども、そこはそこで、また指導者やほかの子供たちとの切磋琢磨もあってですね、非常に有意義なことをやっております。ただ、施設設備が原因でということにはならないようには努めてまいりたいと思っておりますが、総合的に今後のスポーツ人口も考えながらですね、計画については進めていきたいと思っております。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第46号の質疑を終結いたします。

### 日程第3 議案第47号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 議案審議。

議案第47号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

### 日程第4 議案第48号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案審議。

議案第48号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

#### 日程第5 議案第49号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案審議。

議案第49号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

説明の4ページをお願いします。

歳出のほうのですね、総務管理費の一般管理費、11の需用費で修繕料1,000千円が上がっていますが、これはどこの処理場の分でしょうか、お尋ねします。

○建設課長（三好浩之君）

歳出、1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、11. 需用費、6. 修繕料1,000千円、どこの修繕料かということの御質疑でございます。

計上させていただいております1,000千円につきましては、主なものとしまして、切通処理場の汚泥ポンプ3台分、マンホールポンプ、これも切通処理場でございます、1,150千円。それと、坊所処理場の汚泥引き抜きポンプ2台分。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この処理場のポンプについては、これもこの前、住宅関係でお聞きしたことと同じようなことでありますけれども、何年ごとにかえるというふうなことでのことか、それとも、使用しよっていよいよ使えんからかえるというふうになっているものか、その辺ちょっと確認の意味で教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

ポンプの修繕についての定期的なことで交換するとか、そういった内容についての御質問かと思えます。

今現在、汚泥ポンプにつきましては、その都度点検業者が点検をしておりますので、その報告書に基づき、異音が発生するとか、あと稼働できないような状態になってると、そういった報告を受けた上で、随時修理、もしくはオーバーホールという形で対応しているところでございます。計画的にいつの年次にどこのポンプをかえるというような計画を持ってやってるものではございません。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

はい、わかりました。

それでは今ですね、切通処理場の、井手口にある切通処理場のポンプを修理するという  
ことで出ましたので、関連的なことですが、町長にお尋ねしたいと思います。

いろいろ前回の議会からの絡みでいろいろ話を聞く中でですね、うわさ話をするというの  
もどうかという思いをしながら、やっぱり気になるもんですからちょっとお話しさせてい  
ただきますと、井手口にある切通処理場ですね、あそこに本管を整備するというのを、今う  
ちは農集排でやっているから、一応、計画して決めたこと以外はその都度必要であるときは  
ということはありませんけれども、従来の形でいくのが筋だということでもあります。

そういう中でですね、井手口の、今何回も言いますように、大きく造成をされているとこ  
ろがありますね。あその関係の話を聞きますと、合併浄化槽をまずは設置をし、その後に  
何年かした後には機能強化事業をします。それは更新時期だというふうな判断の関係です  
かね、整備をして、そのついでに機能強化に必要なだということで、処理場に本管をつなぐとい  
うふうなことで、もう先々の計画と申しますか、道筋も決まってるような話を風の便りで聞  
くわけですね。だから、これは本当にもう私も、さっきも言いましたように、確証がない  
まんまにお尋ねして本当申しわけないんですが、そういう話聞くと、え、何でというふうな  
感じもするもんですから、再度、町長にお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

そのような話はやっぱりおかしい話じゃないかなと思います。そういう提案も、実は前回、  
前任者からいただいたところですが、やはり本管の整備を機能強化事業というふうには  
装って入れるというふうな趣旨で本管整備するつもりはありませんで、機能強化事業が今起  
こっているのかどうか、ちょっと確認は必要ですけれども、切通処理場については機能強化  
事業が予定されているかどうか、確認をする必要がありますけれども、もしそういう処理場  
の機能強化が必要だと、許容量がいっぱいで人口増に——あのあたりが人口がふえていると  
いう認識もありませんが、人口増に対応できないということで機能強化が必要だという事業  
が仮にあったとしてもですね、やはり特定の企業に有利に働くような形で誤解を受けるよ  
うな形での事業実施はできないだろうというふうに思うところでございます。現在、処理場の  
機能強化の予定があるかどうか、また、どういう形でですね、その予定がされているのかに  
ついては副町長のほうから答弁させます。

**○副町長（森 悟君）**

先ほど来の御質問でございますし、今も町長のほうから御回答をいたしましたとおり、私  
どもは国の方針——維持管理事業につきましては——に基づきながら、その交付金等も多様  
に活用しながら今後もやりたいと考えておりますので、あらゆる角度から検討をしてまいり



たいと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

町長のほうで確認をするということでありましたので、それはお願いしたいと思えます。

それとですね、前回の議会のときにですね、今言いました井手口のあの造成された地区に絡んでの話の中で、町長がいろいろと答弁をいただいております。その関係について、これまた、その、何と言いましようか町長がうその答弁をしているというか、違った答弁をしているというふうな話が、これまたちらちらと聞こえてくるわけですよ。何でかなと。町長は真摯に答えているじゃないかと思いつつも、やはりそういうふうな話をですね、耳にした以上はやっぱしそれをどうしてですかと、きちんとしたことで整理をしなくちゃならないと思うものですから、その辺について町長に再度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

うそをついているというのは本当に。私は天地神明に誓ってうそは申しておりませんし、うそを話す理由もありません。自分にうそはつきたくないものですから、あのようにならぬように申しあげました。このケースをもってですね、やはり役所のあり方ということを変更して考えていきたいというふうに先日申し上げたとおりであります。

きのうの議会でも、これは議事録から削除されましたけど、吉富議員が怪文書だというような、吉富議員の口から飛び出したわけですがけれども、怪文書というのは、信憑性が著しくなく、発行者が不明であり、かつですよ、内容的にも一方的な主張を述べている文書のことだと思います。あの議場でのもやとりは、御本人自身もですね、これはその要求をされたことを認められておりますし、それははっきりそのとおりでというふうに思います、私としては。怪文書だなんだと、きのうですね、議員の方があるところで言われたそうですけども、あれは僕が言ったんじゃないと、吉富議員がそうおっしゃったそうです。町民の方がおっしゃった——いや、ある人がおっしゃったというふうに聞きましたかね。ある人がおっしゃったということですが、私からすればですね、そういうある人が言ったと。発行者もはっきりしてて、吉富議員自身が不当要求を認めている議事録を怪文書だと。そのある人、あるいは町民がどのような表情で言われるのかも全く想像が付きません。仮に事実だとしても、一部の企業や一部の人たちだけが30,000千円ものですね、公金を正当な権利行使に装い搾取せんとする行為を本当に地域の方々が望んでいるとも思いません。つき合いがあれば、昔のよしみということで話を合わせる方はいらっしやるでしょうけど、それでもやっぱりそんな不正をですね、支持されているとすると、支持されているといまだに受けとめている考え方に、私はですね、本当に強い違和感を感じます。とりあえず議会だよりがうそだと言っておけばよいとする態度はですね、町民に対する背任に当たるんじゃないかというふうにならぬように思っています。大変遺憾に思います。

## ○8番（大川隆城君）

とにかく町長がですね、この場でそれを答弁するはずはないと思っておりましてけれども、やはり今言うようなことを聞いた以上はですね、繰り返しになりますが、たださなくちゃならないし、今聞いてまた安心をしたところであります。

とにかくやっぱしですね、世の中いろいろありますが、やっぱし争いは好まないわけですよ。そういうときに、私も含めてですが、議員たるものはその言動についてはもう責任が伴いますし、その責任できちんと自覚をし、やっていかなくちゃならないことはもう当然のことです。ですから、今回ですね、いろいろ、いろんな問題があっちゃこっちゃで出るような状況かなという感じもしますけれども、町長はこの関係、今の状況がいろいろ変な話を取り沙汰されたりというふうなことがあってる状況をどのように整理をするといいますか、どのように対応されるか、お伺いしたいと思います。

## ○町長（武廣勇平君）

これはまさに議会がお考えになるべきじゃないでしょうか。政治倫理審査会、議会は倫理条例つくられてますからね。

一言ですね、申し上げたいんですけど、先日のやりとりで業務妨害、脅迫とか受けとめたことは問題ではありますけどね、これは別に置いておくとして、私がこの議会においてたすべきは、公職の議員の職責にある者が不当要求を行った点がポイントであると考えています。この点で、私と吉富議員の発言は食い違いが見られます。不当要求行為をお願いした人が誰かという点です。吉富議員は、事業者ともとれる言い方で、利害関係者と思われる人から頼まれたと、ここに議事録、平成30年の9月議会議事録ではっきりと確認できますけれども、法律家に聞くと、その点がですね、むしろ問題だというわけです。

吉富議員は先日控室で、選挙が終わったら広報委員会を問題にするとおっしゃってたんですけども、それは問題のすりかえでありまして、その方が誰なのかという点をはっきりさせるべきじゃないかなというふうに思いますし、多くの町民の方々から面会等をいただき、あるいはお電話をいただいてそういう声をいただいているところでございます。

## ○2番（吉田 豊君）

大変ごたごたになってきておるようでございますが、実は、上坊所地区のですね、氏神様の行事として、11月の30日に上坊所の乙宮神社の灯夜という行事を行っています。その灯夜のとときにですね、私も議会広報の臨時号の件で区長より苦言をいただいたわけですが、その内容がですね、広報に質問者の名前が書いてないと。それから、末尾に広報委員の氏名も書いていない。今ごろどうして号外が出るのかというふうに言われたんです。私は、9月定例議会の広報の紙面の都合で書き残した分があったから、これは議会の政治倫理条例違反の疑いもあるから町民に伝えるべきではないかということで、委員会で協議したときに賛成の立場をとったというふうに伝えました。

そこで議長、私の意見ですけれども、こういう状態を打開する意味からもですね、上峰町の議会政治倫理条例の規定による調査特別委員会を設置して調査を行い、上峰町の議会として整然とした町議会の運営をしていることのアピールの手段としても明らかにすべきであるというふうに思いますが、議長の判断を仰ぎたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

いや、この場は議案審議ということで。（「そうですか」と呼ぶ者あり）  
ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

大変ですね、いろいろとお話を聞かせておりましたが、今、議長申されるように、議案審議の中でこういった審議がなされるということに私は疑問を感じております。いろいろな問題等々ございましたが、最終的には誰がどう質問したかわからない状況の議会だよりの中で、政治倫理条例で議長中心であるべきだというふうな話になっておりますので、ぜひとも政治倫理条例で議長を中心としてという意見でございますが、今、特別委員会は我が町にはございます。ですね。議会活性化特別委員会というのが設置されております。この案件につきましては、そこで議論をしていただきたいというふうに思っておるところでございます。質問によろしゅうございますか。

○議長（寺崎太彦君）

はい、どうぞ。質問をお願いします。

○7番（吉富 隆君）

この議案審議の中で農集排の件でございますが、5,900千円の補正がなされております。恐らく維持管理のほうだろうというふうに考えます。維持管理費というのは年間通して大体どのくらいかかっているか、まずお尋ねをさせていただきたい。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉富議員からの御質疑で、年間の維持管理費がどれくらいかということの御質疑かと思えます。

当初予算ベースで計上しております540,961千円、本年度の当初予算でございますけれども、今現在、本町、事業をやっておりませんので、こちらの予算経費が全て維持管理に係る経費と御認識いただければと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

私のお尋ねはですね、維持管理費がこれだけ多くの維持管理がかかっている。これ、7施設の合計だろうと思いますが、今ですね、よその町のことを言っては申しわけないんですが、農集排から公共事業にですね、切りかえをされている町はございますが、上峰町としてそういった考えはないのか、お尋ねをさせていただきます。

**○建設課長（三好浩之君）**

今、吉富議員からの御質疑で、公共下水への切りかえは考えはないかということの御質疑かと思えます。

昨今、ことしからでございますけども、全国的な動きとしまして、少子化、人口が減つてるといふことに鑑みまして、使用料が今後減っていくということが懸念されております。

ことしですけれども、下水全て、公共下水、農業集落排水、あと厚生関係とか、浄化槽とか、全部含めたところでの生活排水関係の、いわゆる下水という処理を広域化でやっていくという動きを佐賀県のほうで音頭を取られまして、今現在、枠組みを含めたところで協議を進めている段階でございます。今2回ほどその協議会が済んでいるところでございます。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

本当にこの施設がされるときから、この維持管理費が相当な費用がかかるだろうという予測はあったようでございます。一遍にですね、切りかえるというようなことは非常に難しいだろうとは思いますが、少しずつでもですね、こういった公共下水に変えることができれば本当にいいのかなというふうな感じをいたしますので、ぜひとも今後の課題として御検討をいただければというふうに思います。よろしくお願ひしときます。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前10時37分 散会